

電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

別表2 接続形態

2 利用者料金設定、請求事業者等

2-1~2-2 (略)

2-3 IP音声接続に係る接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

No.	第1表		第2表(参考)		第3表	第4表	備考欄
	発信事業者	着信事業者	番号	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
1~4	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

新

別表2 接続形態

2 利用者料金設定、請求事業者等

2-1~2-2 (略)

2-3 IP音声接続に係る接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

No.	第1表		第2表(参考)		第3表	第4表	備考欄
	発信事業者	着信事業者	番号	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
1~4	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
5	協定事業者	当社	A 1	当社	協定事業者	-	-
6	当社	協定事業者	Q 1	協定事業者	当社	協定事業者	-

附 則 (令和5年1月16日東相制第22-00064号)

この改正規定は、令和5年1月16日から実施します。